

矢巾町

「初回産科受診費助成事業」のご案内

低所得世帯の妊婦の方が、妊娠の判定を受けるために産科医療機関を初回受診する際に必要な費用の一部を町が助成します。



1 助成対象者（以下のすべてに該当する方）

- ① 申請日及び受診日時点で矢巾町に住所を有する方
- ② 住民税非課税世帯に属する方または生活保護世帯に属する方

※申請には、以下の2点に同意することが必要です。

- ・世帯の住民税課税状況について町が調査すること。
- ・医療機関等の関係機関と町が支援に必要な情報を共有すること

2 助成内容

初回産科受診1回につき上限 10,000 円（問診及び診察、超音波検査及び尿検査）

※令和5年9月1日以降に、初回受診したものに限りです。

※公的医療保険の適用になる場合は、助成の対象とはなりません。

※1回の妊娠につき1回、1年度内で2回までの助成となります。

3 申請方法

医療機関受診後の申請に基づいて請求内容を確認後、助成額が指定口座に振り込みとなります。（償還払い）

妊娠判定を受けた日から起算して1年以内に下記申請書類を提出してください。

- ① 矢巾町初回産科受診費助成金交付申請書兼実績報告書
- ② 妊娠判定に要した金額の分かる領収書及び診療明細書 原本
（氏名・生年月日・医療機関名等が記載されたもの）
- ③ 妊娠判定の記録がわかるもの
- ④ 振込先の通帳等
- ⑤ 住民登録が申請日の属する年の1月1日時点で矢巾町外にある場合、課税状況が記載された証明書

…審査の上で後日申請書に記載された口座に振り込みます。

～ 一人で悩まず、ご相談ください～

- ・自分は対象になるかわからない
- ・産もうかどうか迷っている。
- ・妊娠したが、育てられない
- ・産みたいが、出産の費用がない

…このような場合は、下記担当にご相談ください。

【申請窓口・担当】



矢巾町役場 こども家庭課 親子すこやか係（さわやかハウス）

〒028-3692 矢巾町大字南矢幅14-78

電話 019-611-2826 Fax 019-611-2779

（問い合わせ、窓口開庁時間 平日 8:30～17:15）